



監 第 28 号
令和8年6月16日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 み ら い 協 働 課

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年5月14日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・実績報告における仕様書記載の成果物の確認が不足しているもの、委託料算定の基礎となる資料が不足しているものがある。
- ・通年要綱により契約前に相手方が決定している事業において、要綱の制定に疑義があり、さらに施行伺いや設計書がなく、契約締結伺いの随意契約根拠条項の誤りがある。

(2)補助金事務について

- ・交付要綱に規定する補助対象要件の確認が不足しているもの、申請書の確認が不十分なもの、支援金返還に係る支援金交付後の現況確認がなされていないものがある。
- ・補助金交付申請時の説明不足による書類の不備が多数みられ、申請者毎に補助対象経費の計上にばらつきがある。
- ・交付要綱に規定する提出書類のうち、提出困難と思われるものがある。

(3)柴橋地区コミュニティセンター使用料について

- ・減免承認する場合に、寒河江市コミュニティセンターの設置及び管理に関する条例施行規則により団体概要書の提出が必要であるが、提出されないまま減免を行っているものが一部みられる。

(4)会計年度任用職員について

- ・会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の報告時間数、及び時間外勤務命令票に誤りがあるものがみられる。



監 第 29 号
令和8年6月16日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 建 設 管 理 課
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年5月20日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・ 随意契約根拠条項に誤りがあるものや、随意契約理由に不足がみられるもの、施行伺いや設計書、積算書がないものがみられる。
- ・ 支払いや事務の遅延がみられる。
- ・ 変更契約金額に誤りがある。

(2)きれいな川で住みよいふるさと運動及び公園管理謝礼について

- ・ 算出根拠が不明確である。

(3)市有財産使用許可について

- ・ 市有財産使用料の算定に誤りがある。
- ・ 提出された市有財産使用料免除申請書には免除理由の具体的な記載がない。

(4)補助金事務について

- ・ 対象工事の確認が不十分なものがみられる。
- ・ 補助事業等が予定期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、すみやかに報告すべきことについて、補助対象事業者への説明が不十分とみられる。

(5)文書取り扱いについて

- ・ 執行伺書の文書番号や決裁日欄等が空欄のものが多くみられ、綴られていない書類や、時系列に綴られていないものもみられる。



監 第 30 号
令和8年6月16日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 総 務 課

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年5月27日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・寒河江市長期継続契約運用指針に則していないものがみられる。
- ・施行伺い及び設計書がないもの、随意契約根拠条項及び随意契約理由の記載がないもの、随意契約理由に不足があるもの等がみられる。

(2)会計年度任用職員の年次休暇付与について

- ・年次休暇付与前の１年間に於いて８割以上の出勤をしていないが、付与しているものがみられる。



監 第 36 号
令和8年7月21日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 寒 河 江 小 学 校

3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年6月18日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)特別支援教育就学奨励費及び児童生徒就学援助費について

- ・ 校外活動に関する報告書に添付する領収書に不足があり、校外活動費所要額の記載に誤りがある。
- ・ 特別支援教育就学奨励費において支給額誤りがみられる。

(2)会計年度任用職員に係る事務について

- ・ 会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の報告日数に誤りがみられる。



監 第 37 号
令和8年7月21日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 三 泉 小 学 校
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

- 4 監 査 実 施 月 日 令和8年6月18日

- 5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

- 6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

- 7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)理科薬品の管理について

- ・令和3年7月9日付け市教育委員会教育長通知「理科薬品管理台帳の整備について」には、学期ごとに棚卸を実施とあるが、令和5年度以降1度も実施していない。
- ・理科の学習において理科薬品を使用していると思われるが、令和5年度以降の薬品使用の記録簿がない。

(2)備品管理について

- ・令和7年度に学校教育課から現物配当された備品や、小学校施設整備事業の予算で購入した備品の一部について記載がないものがある。

(3)出勤簿の取扱い等庶務事務について

- ・出勤簿の取り扱いにおいて多数の不備がみられ、綴られていない公文書も見受けられる。



監 第 38 号
令和8年7月21日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 白 岩 小 学 校
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

- 4 監 査 実 施 月 日 令和8年6月18日

- 5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

- 6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

- 7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)理科薬品の管理について

- ・令和3年7月9日付け市教育委員会教育長通知「理科薬品管理台帳の整備について」には、学期ごとに棚卸を実施とあるが、令和5年度及び6年度は年1回のみの実施であり、令和7年度は1度も実施していない。

(2)特別支援教育就学奨励費について

- ・支給額誤りがみられる。

(3)会計年度任用職員に係る事務について

- ・会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の報告日数に誤りがみられる。



監 第 39 号
令和8年7月21日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 陵 南 中 学 校
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

- 4 監 査 実 施 月 日 令和8年6月18日

- 5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

- 6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

- 7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)理科薬品の管理について

- ・令和3年7月9日付け市教育委員会教育長通知「理科薬品管理台帳の整備について」には、学期ごとに棚卸を実施とあるが、令和5年度以降、年1回のみの実施である。

(2)特別支援教育就学奨励費及び児童生徒就学援助費について・

- ・校外活動に関する報告書や、保護者が提出する実績報告書に記載誤り、必要書類の不足がみられる。

(3)日本スポーツ振興センター災害共済給付金の事務について

- ・給付金を市の子育て支援医療給付事業に充当させることについて、保護者から同意書を提出してもらう必要があるが同意書がないものがある。
- ・同意書の同意年月日が空欄のものや、年度の誤り等がみられる。



監 第 40 号
令和8年7月21日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒 河 江 市 議 会 議 長 柏 倉 信 一 殿
寒河江市教育委員会教育長 佐藤志津男 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

- 1 監 査 の 種 類 定 例 監 査
- 2 監 査 対 象 学 校 教 育 課
- 3 監 査 着 眼 点

- (1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。
- (2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。
- (3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。
- (4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。
- (5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。
- (6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年6月24日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)コミュニティ・スクール推進事業補助金について

- ・ 交付申請書や実績報告書の確認が不十分なものがみられる。
- ・ 補助事業等が予定期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となった場合は、速やかに報告すべきことについて、学校への説明が不十分とみられる。

(2)契約事務について

- ・ 施行伺いに随意契約根拠条項及び1者選定理由の記載がなく、設計書・予定価格書・仕様書・見積徴取がないもの、仕様書がないため業務内容が分からないものがみられる。
- ・ 設計金額による施行伺い等の専決区分の誤りや、市長期継続契約運用指針に則っていないものがみられる。
- ・ 1者選定の随意契約としているが1者選定理由が不足しているもの、寒河江市契約に関する規則及び契約マニュアルに規定する見積期間がとられていないものがみられる。
- ・ 4月1日からの契約において、年度開始前に見積合わせ及び契約決定口頭通知を行っているものが多数みられる。

(3)出勤簿の取扱い等庶務事務について

- ・ 出勤簿の取り扱いにおいて多数の不備がみられる。

(4)会計年度任用職員について

- ・ 会計年度任用職員の報酬において、会計年度任用職員勤務時間等報告書兼報酬等計算書の報告時間数に誤りがみられる。

(5)特別支援教育就学奨励費及び児童生徒就学援助費について

- ・ 補助対象経費の確認が不十分なことによる支給額の算定誤りがみられる。
- ・ 児童生徒就学援助費における一斉見直し認定審査において、非認定とする場合の根拠資料の整備に不足がみられる。

(6)補助金事務について

- ・ 実績報告書の確認が不十分なことによる支給額の誤りがみられる。
- ・ 交付決定後に取消しになった場合の交付取消通知が出されていないものがみられる。



監 第 43 号
令和8年7月27日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 防災危機管理課

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年7月7日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・ 建設工事請負契約約款に基づく、工程表、請負代金額内訳書、現場代理人指定通知書がないものや、工事目的物引渡書の取扱いに不備があるものがみられる。
- ・ 1 者選定の随意契約において根拠条項の誤りがあるもの、購入請書に約款の添付がないものがみられる。



監 第 44 号
令和8年7月27日

寒 河 江 市 長 齋 藤 真 朗 殿
寒河江市議会議長 柏 倉 信 一 殿

寒河江市監査委員 大 沼 勇
寒河江市監査委員 佐 藤 耕 治

定例監査結果報告書

地方自治法第199条第4項の規定による監査を寒河江市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により監査結果を下記のとおり報告します。

記

1 監 査 の 種 類 定 例 監 査

2 監 査 対 象 財 政 課

3 監 査 着 眼 点

(1)財務に関する事務の執行が、関係法令等に基づき適正に執行されているか。

(2)収入は確実かつ厳正に確保されているか。また、支出は適正かつ効率的に執行されているか。

(3)工事、修繕、委託等の設計、契約、施行、検査は適正に行われているか。

(4)公有財産の取得、処分及び維持管理は適正であるか。また、物品の出納管理は適切かつ効率的になされているか。

(5)財政援助等については、目的に沿って適正に行われているか。

(6)監査等で指摘されたことは、改善されているか。

4 監 査 実 施 月 日 令和8年7月7日

5 監 査 実 施 場 所 監 査 委 員 事 務 局

6 監 査 の 実 施 内 容

令和7年度分 令和8年3月末日現在における財務に関する事務の執行状況及び事業の管理状況

7 監 査 の 結 果

指摘事項はなく、おおむね適正に執行されていると認められたが、一部の事務において改善及び検討を要する注意事項が見受けられた。

注意事項は次のとおりである。

(1)契約事務について

- ・ 施行伺いに随意契約根拠条項及び随意契約理由の記載がないもの、随意契約の見積積算の期間が短いもの、設計金額による施行伺い等の専決区分の誤りがみられる。
- ・ 変更契約金額に誤りがあるもの、約款に規定する、工程表や請負代金額内訳書がないものがみられる。

(2)市有財産の貸付及び借入について

- ・ 賃貸借契約執行伺いの専決区分に誤りがみられる。